



2022年5月19日

各位

会社名 ロックペイント株式会社  
代表者名 代表取締役社長 内海 東吾  
(コード番号 4621 東証スタンダード)  
問合せ先 取締役(経理担当) 高山 朗  
(TEL 06-6473-1551)

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2022年6月29日開催予定の第70回定時株主総会に、下記の通り、定款一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

#### 1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が、2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、当社定款を変更するものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	〈 削除 〉
〈 新設 〉	第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、 <u>電子提供措置をとるものとする。</u> ② 当社は、 <u>電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部、または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</u>

<p>〈 新 設 〉          〈 新 設 〉</p>	<p>(附則)</p> <p><u>現行定款第 14 条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更案第 14 条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第 70 号)附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日(以下「施行日」という)から効力を生ずるものとする。</u></p> <p>② <u>前項の規定にかかわらず、施行日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第 14 条はなお効力を有する。</u></p> <p>③ <u>本附則は、施行日から 6 か月を経過した日または前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>
-------------------------------------	---

### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2022 年 6 月 29 日 (予定)  
 定款変更の効力発生日 2022 年 6 月 29 日 (予定)

以上